

大館市農業委員会総会議事録

令和7年10月14日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和7年10月14日(火) 午前9時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 301会議室			
2. 出席委員の氏名 (16名)					
2番	渡邊 久雄	10番	石山 元一		
3番	岩澤 トシ子	11番	小畑 美恵子		
4番	富樫 俊昌	13番	藤原 信雄		
5番	伊藤 昇	14番	渡邊 久留美		
7番	小林 大樹	15番	浅利 瑞穂		
8番	安部 幸美	18番	藤盛 久登		
9番	斎藤 重春	19番	小畑 純市		
3. 欠席委員の氏名 (3名)					
1番	高坂 千悦	6番	菅原 一成	12番	嶋田 久美子
16番	阿部 重信	17番	畠山 繁司		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	次長	加賀 至			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	19番	小畑 純市		2番	渡邊 久雄
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

業務報告	9月総会～10月総会
報告第20号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第21号	賃貸借の合意解約通知について
議案第39号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第40号	転用を伴う所有権移転の許可申請について（農地法第5条）
議案第41号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
議案第42号	大館市地域計画変更（案）に対する意見について
議案第43号	大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

総会を始める前に、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、案件に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要になります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号19番 小畑 委員、議席番号2番 渡邊 委員をお願いいたします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第21号まで一括して事務局から説明お願いいたします。

次長

ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

9月25日木曜日秋田県農業会議常設審議委員会、秋田市で会長出席。

10月2日木曜日現地調査、鉄砲場、畠山委員と藤盛委員が出席。

次2ページをお開き願います。

報告第20号 農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

3ページをご覧ください。

これは、今年度7月総会において可決されたものとなっております。

4ページをご覧ください。

報告第21号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

5ページ総括表の下段をご覧ください。件数が3件、田3, 111㎡、畑1, 855㎡、となります。

6ページの内訳ですが、耕作不便のためNo.274, 貸人死亡のためNo.275、売るためNo.276。

以上です。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第39号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

次長

7ページをご覧ください。

議案第39号 所有権移転の許可申請について

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

8ページご覧ください。

田が5筆、畑7筆、計2,657㎡です。

内訳は9ページのNo.69から10ページのNo.74となっております。

また別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

ご審議、よろしくをお願いいたします。

議長

はじめに議案第39号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

無い様ですので議案第39号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第40号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

次長

11ページをお願いいたします。

議案第40号 転用を伴う所有権移転の許可申請について

農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり許可・不許可相当の意見を求める。

12ページをお願いします。

分譲宅地の造成を理由とする2件で、これは一体のものです。畑の2筆2,578㎡です。内訳は、13ページのNo.3から4までとなっております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果を議席番号18番の藤盛委員よりお願いいたします。

18番(藤盛委員) 18番の藤盛です。議案第40号No.3とNo.4について、去る10月2日に畠山委員と事務局1名の3名で現地を確認してまいりましたので報告します。

議案第40号3と4は一体利用でありますのであわせて説明いたします。

申請法人がNo.3、No.4それぞれの譲渡人の農地を譲り受けし、分譲地として宅地造成するものです。

申請地は14ページの位置図にありますように、字鉄砲場18番と字長木川南172番12との一体利用です。この場所は大館市役所から北へ約350mに位置し、一部は畑、あと残りは保全管理されております。都市計画区域の第1種住居専用区域にあって、第3種農地ですので許可相当案件となります。

造成は、表土を掘削後約30センチ盛土をし、東側は市道側溝入替工事を

行い、南側は市道の高さに合わせた排水勾配を取ります。北側及び西側の既存ブロック塀の無い箇所にはL型擁壁を設置して、雨水、土砂流出を防ぎます。生活雑排水は公共下水道に放流する計画であることから、特に問題は無いものと見てまいりました。また、北側隣接農地への往来に関しては、転用以前から、土地所有者から宅地の通り抜けについて了解を得ておりますので影響はないと思われます。なお、工事にかかわる協議については、都市計画課、土木課及び下水道課ともに済んでおり、転用許可後に申請予定です。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

それでは議案第40号について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので議案第40号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

議長

次に、議案第41号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

次長

18ページをご覧ください。

議案第41号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について農用地利用集積等促進計画（案）について、大館市長から意見聴取依頼があったので意見を求める。

19ページをご覧ください。令和7年度農用地利用集積等促進計画(第7号)の所有権移転です。田の1件、面積は6,293㎡です。

ご審議よろしくお願いたします。

議長

議案第41号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第41号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、議案のとおり許可相当と決して、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第42号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

次長

21ページをご覧ください。

大館市地域計画変更(案)に対する意見聴取について。

地域計画変更案(除外)について、大館市長から農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

22ページをお開きください。

字句の訂正をお願いします。22ページの表中1行目と4行目の変更の目

的に居住建築とあるのを、居宅建築とご訂正をお願いいたします。

理由といたしまして、居宅が3件、駐車場資材置場が3件で全部で6件、田が3筆で582㎡、畑が7筆で2,624.68㎡です。23ページから29ページにかけて図面と現場写真がありますのでご覧ください。また、別に配布しております、大館市地域計画変更調査書も併せてご覧ください。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議案第42号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

2番（渡邊委員）

居住と居宅の違いを教えてください。

次長

居住は行為で、居宅は物です。物を建てるための計画変更です。

議長

ほかに何かございませんか。

議長

ないようですので、議案第42号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり許可相当と決して、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第43号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

次長

30ページをご覧ください。

議案第43号大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見聴取について。

農業振興地域整備計画変更案について、大館市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

31ページをご覧ください。変更の内容です。

理由といたしまして、駐車場と資材置場の整備で、畑1筆889㎡です。

32ページから34ページの詳細をご覧ください。これは、議案第42号No.3と同一のものです。

また、別に配布しております、大館農業振興地域整備計画変更調査書も併せてご覧ください。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議案第43号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

19番（小畑委員）

反対というわけではないのですが、どうしてこんなところが農振地域になっているのですか。

係長

33ページをご覧ください。周辺の地域が青色になっておりまして、この

計画が作られた当時は一体利用されていたものと思われます。その後部分的に除外されて建物が建っていった状況であると思われます。

議長

ほかに何かございませんか。

ないようですので、議案第43号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、議案のとおり許可相当と決して、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

次長

35ページをご覧ください。

10月23日、24日第27回全国農業担い手サミットinかごしま、鹿児島市ほかで開催されます。

10月27日秋田県農会議の常設審議委員会、秋田県農業会議理事会、秋田市で開催されます。

10月30日現地調査 市内一円 小畑委員と高坂委員

11月1日秋田県農業委員会大会、湯沢市。

11月10日大館市農業委員会総会、併せて農地パトロール報告・検討会、農業者年金加入推進会議、となっております。

議長

ただ今の行事日程について何か質問等ございませんか。

議長

その他で、皆さんから何かありますか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の大館市農業委員会総会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午前9時35分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年10月14日

議 長

議事録署名委員 19番

議事録署名委員 2番

農地法第3条調査書

議案第39号 No.69	<input checked="" type="radio"/> 所有権移転 <input type="radio"/> 賃借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市粕田字道ノ上・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市粕田字道ノ上・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市粕田字道ノ上・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、10月4日 浅利 瑞穂 農業委員と藤盛 久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない

農地法第3条調査書

議案第39号 No.70	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市東台三丁目・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		千葉県富里市根木名・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字柄沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月4日 安部 幸美 農業委員と伊藤 昇 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第39号 No.71	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市葛原字漆畑・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市葛原字膳棚・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市葛原字漆畑・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月4日 畠山 繁司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第39号 No.72	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字身ノ肌・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字身ノ肌・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字長面・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	本申請は、譲渡人が今まで自分の農地として保全管理してきたが、譲受人の農地と判明したため、自作地相互の交換をするものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月4日、浅利 瑞穂 農業委員と藤盛 久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第39号 No.73	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字身ノ肌・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字長面・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字身ノ肌・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	本申請は、譲渡人が今まで自分の農地として保全管理してきたが、譲受人の農地と判明したため、自作地相互の交換をするものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月4日、浅利 瑞穂 農業委員と藤盛 久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第39号 No.74	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市本宮字上ミ野・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字陣ノ腰・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市本宮字八兵エ岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は農業を廃止するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月5日 富樫 俊昌 農業委員と小畑 純市 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)